

計 画 期 間

平成30年度～令和12年度

茨城県酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年12月

茨 城 県

目 次

- I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針
- II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標
 - 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標
 - 2 肉用牛の飼養頭数の目標
- III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標
 - 1 酪農経営方式
 - 2 肉用牛経営方式
- IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項
 - 1 乳牛
 - 2 肉用牛
- V 国産飼料基盤の強化に関する事項
- VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項
 - 1 集送乳の合理化
 - 2 乳業の合理化等
 - 3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化
- VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

本県の酪農及び肉用牛生産は、飼養頭数では乳用牛が全国7位、肉用牛が全国13位に位置しており（平成31年2月1日現在畜産統計）、農業産出額に占める畜産の産出額の割合は28.3%（1,277億円）と大きなウエイトを占めている（平成30年）。しかしながら、畜産経営を取り巻く環境は農家の高齢化や国内市場の縮小、飼料価格の高騰等、様々な問題に直面しており一層厳しさを増している。

飼養頭数については乳用牛、肉用牛ともに概ね横ばい傾向にある一方で、飼養戸数については、年々減少傾向にあることから、今後の酪農及び肉用牛生産の持続的な発展のためには、生産基盤の強化や経営の安定化を図っていく必要がある。

さらに、平成29年1月に締結した環太平洋パートナーシップ（TPP）協定では、牛肉や乳製品を含む多くの農産物で関税が削減・撤廃され、畜産物への影響も懸念されているところである。

このたびの「茨城県酪農・肉用牛生産近代化計画」の見直しにあたっては、これらの状況を踏まえ、次の事項について、地域の畜産関係者や生産者が一体となって、生産基盤を強化するための取組を進め、本県酪農及び肉用牛生産の安定的な発展と消費者から支持される畜産物の安定供給の実現を目指すものとする。

1 酪農・肉用牛の生産基盤強化

(1) 酪農・肉用牛経営の増頭・増産

乳用牛においては、酪農家の高齢化と後継者不足により、年々飼養戸数が減少している。一方で、飼養頭数や生乳生産量については規模拡大等により減少が抑えられており、平成29年以降は飼養頭数、生乳生産量ともに横ばいで推移している。

酪農家については、引き続き牛群検定の積極的な活用により乳量・乳成分の遺伝的改良を進め、乳用牛の生産性向上を図っていく。また、未経産牛への性判別精液の活用や、雌子牛の地域内流通を促進することにより、優良後継牛の確保を推進していく。さらに、和牛受精卵を活用して生産された子牛を販売することで収益を得る経営形態が定着しつつあるが、計画的な乳用後継牛の確保について引き続き推進する。

肉用牛の飼養戸数については、小規模な繁殖経営農家を中心に高齢化や後継者不足による離農が進んでいる。その一方で、1戸当たりの飼養規模は先進的農家の規模拡大が進んでおり、肥育・繁殖経営農家ともに増頭傾向にある。また、繁殖雌牛頭数は平成27年度までは減少傾向で推移していたが、地域で増頭対策に取り組んできた結果、新規就農や繁殖農家の規模拡大、繁殖肥育一貫経営化が徐々に進み、増加傾向に転じている。

そのため、肥育農家については、繁殖肥育一貫経営化を推進することで経営の安定化を図るとともに、本県銘柄牛である「常陸牛」の高品質化並びに県内一貫生産体制の構築を目指す。

さらに、ゲノミック評価を活用した繁殖雌牛の改良や種雄牛造成を行うことにより、改良スピードを上げるとともに、受精卵移植技術を活用して高能力な繁殖雌牛を効率的に増頭させることで良質な子牛を安定的に生産できる体制の構築を目指す。

(2) 収益性の高い経営体の育成、経営資源の継承

ア 畜産クラスターの取組等による収益性の向上

地域における畜産の生産基盤を強化するため、畜産農家が市町村、JA、耕種農家など地域の関係者と協議会を設置して、地域ぐるみで収益性の向上などを目指す畜産クラスターの取組を推進するとともに、畜産農家が行う畜舎整備や省力機械の導入等を進め、経営規模拡大による収益力の強化を図る。

イ 経営の持続的発展のための経営能力

畜産経営を安定的に持続させるために法人化を推進するとともに、法人化を行わない家族経営においても、家計と経営を分離した計画的な事業運営を推進する。また、経営の持続的発展のために人材育成、円滑な経営継承、女性の経営参画等を推進する。

(3) 経営を支える労働力や次世代の人材の確保

労働力の負担軽減については、酪農ヘルパーの利用、哺乳ロボット等の省力化機械の導入、放牧等の推進、地域の状況に応じたコントラクター等の外部支援組織の利用拡大により省力化を推進する。

担い手の確保と育成については、新規就農希望者と離農予定農家等とのマッチングを行う取組を支援するとともに繁殖和牛経営入門講座や家畜人工授精師講習会などの研修会等を開催し、新規就農者や担い手の技術の習得を支援する。

(4) 飼料生産基盤の強化と家畜排せつ物の適正管理

ア 国産飼料生産基盤の強化

酪農及び肉用牛経営においては、生産費の約3～5割を飼料費が占めることから、輸入飼料価格の上昇が経営に大きな影響を及ぼす。そのため、国産粗飼料の生産・利用の拡大を図り、飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産への転換が必要である。

そこで、コントラクター等の外部支援組織の活用や耕種農家と畜産農家のマッチングによる飼料用トウモロコシ、子実用トウモロコシ、飼料用米、稲発酵粗飼料（稲WC S）等の生産・利用、稲わらの収集・利用についても拡大を図っていく。

さらに、肉用繁殖経営においては、地域の連携による耕作放棄地や水田を活用した放牧や、公共牧場等の活用を推進し、飼料費の削減や省力化を図る。

イ 家畜排せつ物の適正管理と利用の推進

飼養規模拡大の進展に伴い、家畜排せつ物の処理量が増加するため、飼養規模にあった家畜排せつ物処理施設で適正に処理及び管理を行う。生産堆肥等については、まずは畜産経営が自給飼料生産に活用することにより資源循環に努め、それでも利用先を確保できない場合は、耕種農家での利用を促進することが重要である。

家畜排せつ物は、畜産経営の責任において適正に処理していく必要があるため、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の管理基準遵守の徹底を推進する。また、良質堆肥の生産指導や補助事業を活用した施設整備等についても支援を行い、耕畜連携の取組について拡大を図る。

(5) 畜産経営の安定のための措置

酪農及び肉用牛生産の持続性を確保し、意欲ある畜産農家が将来にわたって経営の継続と発展に取り組むことができるようにするためには、需給や価格の変化等に対応できる安定した経営を増やす必要がある。そのため、畜産経営安定対策等の加入促進や金融措置の適切な運用等により畜産経営体の安定化を図る。

2 需要に応じた生産・供給の実現のための対応

(1) 生乳

牛乳・乳製品の安定供給を図るため、関係者が一丸となって生乳生産基盤の維持・強化に努めるとともに、酪農家が行う牛乳・乳製品の製造販売等の6次産業化の取組を支援する。

(2) 牛肉

肉用牛においては、本県を代表する銘柄牛「常陸牛」の消費者ニーズの変化や多様化に対応した新たな付加価値を付けるための取り組みを進める必要があり、ゲノム解析を活用した種雄牛や繁殖雌牛群の改良、美味しさに関連する遺伝子の解明等の検討を進める。

また、能力の高い雌牛の導入や県内保留を促進するとともに、受精卵移植技術を活用して優良繁殖雌牛を増頭し、常陸牛の県内一貫生産体制の構築と肉用牛経営の基盤強化を図る。

(3) 輸出の戦略的な拡大

今後、国内市場の縮小により牛肉や牛乳・乳製品に対する国内需要が減少すると見込まれるが、一方、アジア諸国の新興国の所得水準の向上や日本食に対する関心が高まっている。そのため、輸出を戦略的に促進することで輸出量の拡大を図ることが重要となっている。

本県銘柄牛である「常陸牛」は、輸出相手国であるタイ、ベトナム、アメリカへの輸出をより一層拡大していくほか、シンガポール、フィリピン、カナダ等の新規の輸出相手国の開拓を推進していく。

また、食肉処理については県食肉流通合理化計画に基づき、高度な衛生基準に対応した食肉センターの整備に向けた取り組みを支援する。

3 酪農・肉用牛生産の持続的発展のための対応

(1) 災害に強い畜産経営の確立

近年、台風や大雨等の大規模災害が頻発しており、酪農・肉用牛生産に影響を与えている。令和元年の台風15、19号では、停電及び風害が発生し、畜産物の生産と流通に大きな影響を与えたことから、安定的に経営を持続していくための災害への備えが重要である。

そのため、非常用電源の整備や飼料の備蓄、家畜共済や保険への加入など、各経営体が災害への備えを進めるとともに、被害が発生した際には、早期の経営再開が可能となるよう補助事業等の情報提供を行う。

(2) 家畜衛生対策の充実・強化

口蹄疫を始めとした特定家畜伝染病は、酪農及び肉用牛経営のみならず、地域経済、更には輸出促進にも甚大な影響を及ぼす。また、乳房炎等の慢性疾病も、生産量の減少や生産費の上昇につながることから、酪農及び肉用牛の効率的な生産と安定供給を図るうえで衛生対策は重要な位置づけとなっている。

家畜の伝染病に対しては、発生予防のため、各種衛生検査や飼養衛生管理基準遵守指導を実施する。特に、特定家畜伝染病に対しては、万が一の発生時に備えて、まん延防止のため、市町村、畜産関係団体、獣医師等との連携のもと、迅速かつ的確な防疫措置を講ずるための演習や防疫資材・機材の備蓄等、危機管理体制の充実・強化を図る。

(3) GAP等の推進

GAPは、食品安全の確保、生産性や効率性の向上、従業員の自主的な取り組みの促進等が図られ経営改善につながる有効な手法である。

また、農場HACCPは、生産段階における危害要因をコントロールすることで畜産物の安全確保を図る上で有効な取り組みである。

加えて、食品安全・家畜衛生、環境保全、作業安全、アニマルウェルフェア等の取組状況を見える化することにより信頼の確保につながり、持続可能で付加価値の高い畜産物生産に資する

ものである。

このため、指導員の育成等により支援体制を構築するとともに、GAPや農場HACCPの認証取得に向けた生産者の取組を支援していく。

(4) 資源循環型畜産の推進

畜産経営においては、家畜排せつ物を適正に管理し、環境に配慮した経営を行うとともに、飼料や農産物生産に地域で生産される堆肥の活用による資源循環の取組が重要である。このため、高品質な堆肥の生産指導、耕種農家とのマッチング、堆肥散布機の導入支援等を通じた耕畜連携による地域内外での堆肥等の利活用を促進する。

(5) 安全確保を通じた消費者の信頼確保

食品安全に関する国際的な考え方が、「全工程における管理の徹底」となっていることを踏まえ畜産物や飼料・飼料添加物の製造・加工段階でのHACCPに基づく衛生管理等の着実な実施を推進する。また、飼料や飼料添加物の製造、販売及び使用の各段階において検査、指導等を実施する。さらに、動物医薬品の適正使用については監視指導を的確に実施することにより、安全な畜産物の供給を図る。

(6) 消費者への理解の醸成・食育の推進

酪農及び肉用牛生産は、良質な動物性たんぱく質を供給するだけでなく、地域資源の活用や国土の保全・景観形成、堆肥の土壌への還元による資源循環の促進、雇用の創出等、地域の活性化に資する多面的な機能を有している。これらの機能について消費者の理解を得ることは、畜産経営を安定的に継続していくうえで大切である。そのため、消費者に広く地元農産物の消費を促し、充実した食生活を実感してもらう地産地消の取組を一層推進する。また、食と農の結びつきについて理解を醸成するため、学校給食における県産牛乳の安定供給や県産食材利用の拡大を推進する。

また、県民が広く食や農業について理解し、自ら食を選択する力を養える機会の充実が求められていることから、各種イベントなどを通じて畜産物の栄養性・機能性について情報を発信するとともに、関係団体による啓発のための取組を支援する。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現在 (平成30年度)					目標 (令和12年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生乳 生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり 年間搾乳量	生乳 生産量
茨城県	県下 一円	頭 24,500	頭 19,400	頭 18,700	kg 9,011	t 168,501	頭 23,700	頭 18,770	頭 18,100	kg 9,200	t 166,520

- (注) 1. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
2. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の 範囲	現在 (平成30年度)									目標 (令和12年度)							
		肉用牛	肉専用種				乳用種				肉用牛	肉専用種				乳用種等		
		総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	総頭数	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計	
茨城県	県下 一円	頭 49,190	頭 4,240	頭 21,800	頭 3,360	頭 29,400	頭 5,390	頭 14,400	頭 19,790	頭 57,000	頭 12,000	頭 24,000	頭 3,700	頭 39,700	頭 5,300	頭 12,000	頭 17,300	

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種その他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

目指す経営の姿	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		経産牛頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
持続・安定型	家族	40頭	繋ぎ	酪農ハブ・ コントラクター 育成牛預託施設	分離給与	-
収益向上型	家族	100	グループ	酪農ハブ・ 育成牛預託施設	分離給与	-
大規模法人型	法人	200	グループ	コントラクター 育成牛預託施設	分離給与	-

生産性指標																	備考
牛		飼料							人								
経産牛1頭 当たり乳量	更新 産次	作付け体系 及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を含む	外部化 (種類)	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	経営内堆肥 利用割合	生産コスト 生乳1kg当たり費用合 計 (現状との比較)	労働 経産牛1頭当 たり 飼養労働時間	経営						
kg	産	kg/10a	ha			%	%	割	円 (%)	hr	総労働時間 (主たる従事者)	粗収入	経営費	農業所得	主たる従事者 1人当たり所得		
9,200	3.7	混播牧草 4,000 青刈トモコシ 5,700	8	コントラクター	稲WCS	50	50	5	99 (85)	101	4,050 (2,000× 2)	4,600	3,540	1,060	530		
9,200	3.7	イリアンライグラス 4,000 青刈トモコシ 5,700	16	コントラクター	稲WCS 飼料用米	55	50	5	96 (79)	36	3,600 (1,800× 2)	11,520	8,820	2,710	1,350		
9,200	3.7	青刈トモコシ 5,700	36	コントラクター	稲WCS	50	50	5	106 (85)	85	16,960 (2,000× 3)	22,810	19,940	2,870	960		

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

目指す経営の姿	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
複合	家族	頭 繁殖雌牛 30	牛房群飼	コントラクター	分離給与	放牧 (10ha)
法人	法人	繁殖雌牛 80	牛房群飼	コントラクター	分離給与	放牧 (25ha)

生産性指標																	備考
牛				飼料							人						
分娩 間隔	初産 月齢	出荷 月齢	出荷時 体重	作付体系 及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を 含む	外部化	購入国 産飼料 (種 類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	経営内堆肥 利用割合	生産コスト	労働	経営				
											子牛1頭当たり費用合計 (現状との比較)	子牛1頭当たり 飼養労働時間	総労働時間 (主たる従事 者)	粗収入	経営費	農業 所得	主たる従事者 1人当たり所得
ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg/10a	ha			%	%	割	千円 (%)	hr	hr	万円	万円	万円	万円
12.5	23.5	8	280	イタリアンライグラス 4,000 スタングラス 4,000	13	TMR センター	-	80	80	10	288 (67)	45	3,470	2,250	990	1,260	630
12	23.5	8	280	イタリアンライグラス 4,000 ソルガム 5,300	33	コントラクター	稲 WCS	80	80	10	400 (92)	33	2,370	4,110	2,350	1,760	1,190

(2) 肉用牛（肥育・一貫）経営

目指す経営の姿	経営概要					
	経営形態	飼養形態				
		飼養頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (放牧地面積)
肉専用肥育	家族・法人	頭 肥育牛200	牛房群飼	コントラクター	分離給与	-
肉専用繁殖・肥育 一部一貫経営	家族・法人	繁殖雌牛80 肥育・育成牛145	牛房群飼	コントラクター	分離給与	-
肉専用繁殖・肥育 一部一貫経営	法人	繁殖雌牛70 育成45 肥育380	牛房群飼	コントラクター	分離給与	-
肉専用肥育・繁殖 完全一貫経営	法人	繁殖雌牛125 育成80 肥育300	牛房群飼	コントラクター	分離給与	-

生産性指標																			備考	
牛					飼料							人								
肥育開始 時月齢	出荷 月齢	肥育 期間	出荷時 体重	1日当たり 増体量	作付体系 及び単収	作付延べ面積 ※放牧利用を 含む	外部化	購入国産飼料 (種類)	飼料自給率 (国産飼料)	粗飼料 給与率	経営内堆肥 利用割合	生産コスト		労働		経営				
												肥育牛1頭当たり 費用合計 (現状との比数)	千円(%)	子牛・肥育牛1頭 当たり飼養労働時間	hr	総労働時間 (主たる 従事者)	hr	粗収入		万円
8	28	20	kg 780 以上	kg 0.80以上	kg/10a 稲WCS2,800 青刈トウモロコシ5,700	ha 7	コントラクター	稲WCS 飼料用米	% 20	% 20	割 3	千円(%) 346 (89)	hr 肥育牛29	hr 3,810	万円 15,380	万円 13,490	万円 1,890	万円 950		
8	28	20	780 以上	0.80以上	稲WCS2,800 イソプロテイン4,000	7	コントラクター	稲WCS 飼料用米	45	40	4	1000 (60)	子牛26 肥育牛11	5,400	16,000	12,000	4,000	1,300		
8	28	20	780 以上	0.80以上	稲WCS2,800 イソプロテイン4,000	7	コントラクター	稲WCS 飼料用米	45	40	4	310 (60)	子牛26 肥育牛11	5,400	16,000	12,000	4,000	1,300		
8	28	20	780 以上	0.80以上	稲WCS2,800 イソプロテイン4,000	7	コントラクター	稲WCS 飼料用米	45	40	4	400 (60)	子牛26 肥育牛11	5,400	16,000	12,000	4,000	1,300		

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		①総農家戸数 戸	②飼養農家戸数 戸	②/① %	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養頭数③/② 頭
					③総数 頭	④うち成牛頭数 頭	
茨城県	現在	49,400	344	0.70	24,500	19,400	71.2
	目標		237		23,700	18,770	100.0

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

本県の酪農は大規模経営体が増加傾向にあり、法人経営体の参入・増加が見込まれているが、主となる家族経営体の飼養戸数や飼養頭数は減少傾向にある。

① 規模拡大のための取組

県内の大規模酪農家で生産される余剰の子牛や雌牛を、県内の小規模家族経営体へ流通させることで飼養規模の拡大を図るとともに、自給飼料の生産拡大や酪農経営の効率化・省力化を進め、生産コストの低減を図る。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

牛群検定の積極的な活用により乳量・乳成分の遺伝的改良を進め乳用牛の生産性を向上させるとともに、性判別精液や受精卵を活用した計画的な優良後継牛の確保を推進するなど、優良乳牛群を整備することで高品質生乳生産を推進し、泌乳持続性や生涯生産性を高めた酪農経営体を育成する。

また、生産者自らが加工・加工品直接販売を行うことが所得向上の可能性を有することから、6次産業化に意欲的な経営体に対し、知識の普及や支援制度の積極的な活用を推進するとともに、本県産牛乳の差別化や付加価値の向上を図る。

③ ①・②を実現するための地域連携の取組

自給飼料の生産・利用拡大を図るため、水田や耕作放棄地を有効に活用した耕畜連携による飼料の生産や、優良品種の導入、草地・飼料畑の造成、家畜生産施設の整備等を支援する。

また、コントラクターやTMRセンターの整備等による飼料生産の組織化・外部化、酪農ヘルパー制度等の積極的な活用を支援し、酪農経営の効率化・省力化を図る。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							1戸当たり 平均飼養頭数 ③/②	
						③ 総数	肉専用種			乳用種等				
							計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種		交雑種
肉専用種 繁殖経営	県内 一円	現在	戸 49,400	戸 256	% 0.5	頭 6,120	頭 6,120	頭 3,270	頭 0	頭 2,850	頭 0	頭 0	頭 0	23.9
		目標				9,000	9,000	6,000	0	3,000	0	0	0	
肉専用種 肥育経営	県内 一円	現在	49,400	134	0.3	16,680	16,680	0	16,680	0	0	0	0	124.5
		目標				12,000	12,000	0	12,000	0	0	0	0	
肉専用種 一部一貫・ 完全一貫経 営	県内 一円	現在	49,400	58	0.1	6,600	6,600	970	5,120	510	0	0	0	113.8
		目標				18,700	18,700	6,000	12,000	700	0	0	0	
交雑種 乳用種肥育 経営	県内 一円	現在	49,400	52	0.1	19,790	0	0	0	0	19,790	5,390	14,400	380.6
		目標				17,300	0	0	0	0	17,300	5,300	12,000	
計		現在	49,400	514	1.0	49,200	29,400	4,240	21,800	3,360	19,800	5,390	14,400	95.7
		目標		285		57,000	39,700	12,000	24,000	3,700	17,300	5,300	12,000	200.0

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

肉用牛経営は飼養戸数が減少傾向にある一方で、飼養頭数は増加傾向にあり、一戸当たりの飼養頭数は拡大傾向にある。引き続き高品質な常陸牛の県内一貫生産体制を構築するため繁殖肥育一貫経営化の推進や繁殖農家の規模拡大、新規就農を推進する。

① 規模拡大のための取組

肉専用種肥育経営体については、経営の安定化及び収益性の向上を図るため繁殖肥育一貫経営化を推進する。繁殖農家については新規和牛繁殖入門講座等を活用した新規就農者の確保や初期投資軽減のため空き牛舎の情報提供等をおこなうとともに、繁殖農家の規模拡大による專業化を進めることで経営の安定化を図る。

これらの取組を推進するため、県では繁殖雌牛の導入支援や受精卵を活用した高能力な繁殖雌牛の効率的な増頭、獣医師による繁殖コンサルティング支援を行うことで繁殖技術の習得と向上を図る。

また、生産コストの低減を図るため未利用資源の活用や自給飼料の利用拡大、公共牧場の活用、放牧による省力化を推進する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

肉専用種の繁殖経営体は、小規模な農家を中心に高齢化や後継者不足で離農する農家が多いことから、繁殖雌牛の導入や簡易牛舎の整備を支援することで專業化が可能な規模への転換を進める。さらに生産コストや労力の負担軽減のため放牧を推進する。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標（令和12年度）
飼料自給率	乳用牛	40.47 %	40.93 %
	肉用牛	16.68	20.61
飼料作物の作付延べ面積		13,258 ha	14,564 ha

2 具体的措置

① 粗飼料基盤強化のための取組

- ・水田をフル活用した稲WCS等の良質な国産粗飼料の生産・利用の拡大を図る。
- ・コントラクター等の飼料生産組織の活用により、粗飼料の生産効率の向上を通じ、国産粗飼料の生産・利用を拡大させるとともに、奨励品種を利用した高栄養作物等の良質な粗飼料を生産する取組を推進する。
- ・放牧による荒廃農地・休耕田の有効活用を推進し、肉用牛繁殖経営における飼料費の低減、省力化、適度な運動による受胎率の改善等により生産性の向上を図る。

② 輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

- ・飼料用米等の生産拡大を推進し、関係者の連携を図り、耕種側と畜産側の需給を結びつける地域内マッチングを進め、取引を円滑化するための体制を整備する。
- ・近年、県内でも取組が始まった子実トウモロコシについても、地域内マッチングを進め、取組の拡大を図る。
- ・豆腐粕等の地域未利用資源の活用を推進する。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

生乳流通の安定とコストの低減を図るため、本県では平成20年に5カ所あったクーラーステーションを再編整備し、現在は2カ所が稼働している。

今後も更なる合理化が求められていることから集送乳体制の見直し及び整備を行うことにより、生乳流通コストのより一層の低減を推進するとともに、生産者団体による計画生産の円滑な実施を通じ、需要に応じた生産を推進する。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化

			工場数 (1日当たり生乳処理量2万kg以上)		1日当たり 生乳処理量①	1日当たり 生乳処理能力②	稼働率 ①/②×100	備考
県 下 一 円	現 平 成 3 0 年 在 度	飲用牛乳を主に 製造する工場	4工場	合計	kg 521,000	kg 773,000	% 67.4	
				1工場平均	130,250	193,250	67.4	
		乳製品を主に 製造する工場	4工場	合計	240,000	1,127,000	21.3	
				1工場平均	60,000	281,750	21.3	
	目 令 和 2 年 在 度	飲用牛乳を主に 製造する工場	4工場	合計	572,800	773,000	74.1	
				1工場平均	143,200	193,250	74.1	
		乳製品を主に 製造する工場	4工場	合計	263,800	1,127,000	23.4	
				1工場平均	65,950	281,750	23.4	

(注)1.「1日当たり生乳処理量」欄には、年間生乳処理量を365日で除した数値を記入すること。

2.「1日当たり生乳処理能力」欄には、飲用牛乳を主に製造する工場にあっては6時間、乳製品を主に製造する工場にあっては北海道は12時間、北海道以外は6時間それぞれ稼働した場合に処理できる生乳処理量(kg)の合計を記入すること。

(2) 具体的措置

県内で1日当たりの生乳処理量2万kg以上の乳業工場は、飲用牛乳を主に製造する工場が4カ所、乳製品を主に製造する工場が4カ所である。既に平成10～14年に統廃合による再編を終了しているため、今後は製造コストの低減を図るために1工場当たりの製造品目の見直しや、規模拡大、稼働率の向上を促進する。

また、県内で1日当たりの生乳処理量2万kg以上の乳業工場8工場のうち6工場は、牛乳・乳製品の製造工場におけるHACCP導入に対応している。

少子高齢化等の影響で飲用向け生乳消費量が減少傾向にあるなかで、今後とも安全・安心な牛乳・乳製品を供給していくためには、消費者ニーズを把握しながら生乳需要を確保することが重要である。このため、茨城県牛乳普及協会によるイベントやアンテナショップ（ミルクスタンド）を通じて消費者ニーズを把握するとともに、県産牛乳のブランド化に取り組む等、牛乳・乳製品に関する機能性や有用性等に関する情報等を提供し、理解醸成を図る。また、教育機関と連携した学校給食の実施、牛乳・乳製品を利用した料理の普及等、消費者の多様なニーズに対応した消費拡大のための取組を推進する。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 肉用牛の流通合理化

ア 家畜市場の現状

名前	開設者	登録年月日	年間開催日数						年間取引頭数(平成30年)					
			肉専用種			乳用種等			肉専用種			乳用種等		
			初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛
全国農業協同組合連合会茨城県本部家畜市場	全国農業協同組合連合会茨城県本部	昭和62年9月21日	日 12	日 12	日 12	日 0	日(日) 12 (12)	日 0	頭 7	頭 1,544	頭 77	頭(頭) 0	頭(頭) 392 (392)	頭(頭) 0
大子家畜市場	大子町畜産農業協同組合	昭和48年7月2日	6	6	6	0	0	0	0	452	24	0	0	0
茨城県中央家畜市場	茨城県家畜商業協同組合	昭和46年9月24日	70	70	70	70	70	70	6	319	101	3,393 (1,791)	1,489 (1,447)	21 (18)
計	3ヶ所		88	88	88	70	82	70	13	2,315	202	3,393 (1,791)	1,881 (1,839)	21 (18)

(注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。

2. 初生牛とは生後1~8週間程度のもの、子牛とは生後1年未満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。

3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

イ 具体的取組

肉用子牛市場については、県北地域にある全農県本部家畜市場及び大子家畜市場について、整備統合、集約化等の推進により取引拡大、適正な価格形成と市場運営の効率化により顧客の拡大を図るものとする。また、茨城県中央家畜市場の効率的利活用による県外市場への黒毛和種初生牛の流出抑制と取引拡大による市場の活性化方策について随時検討する。

(2) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者	設置年月日	年間稼働日数	と畜能力 1日当たり		と畜実績 1日当たり		稼働率 ②/①	部分肉処理能力 1日当たり		部分肉処理実績 計		稼働率 ④/③
				①	うち牛	②	うち牛		③	うち牛	④	うち牛	
協同組合 水戸ミートセンター	協同組合 水戸ミートセンター	昭和47年 1月18日	241	280	280	169	169	60.4	-	-	-	-	-
株式会社茨城県 中央食肉公社	株式会社茨城県 中央食肉公社	昭和56年 8月17日	245	2,000	400	1,349	141	67.5	320	20	138	8	43.1
竜ヶ崎食肉センター	竜ヶ崎食肉事業 協同組合	昭和47年 12月25日	246	800	0	429	0	53.6	-	-	-	-	-
取手食肉センター	日本畜産振興 株式会社	昭和42年 7月17日	254	1,200	0	662	0	55.2	-	-	-	-	-
茨城協同食肉株式会社 土浦事業所	茨城協同食肉 株式会社	昭和39年 8月11日	247	1,200	0	766	0	63.8	-	-	-	-	-
茨城協同食肉株式会社 下妻事業所	茨城協同食肉 株式会社	昭和44年 2月5日	250	810	0	665	0	82.1	-	-	-	-	-
土浦食肉協同組合	土浦食肉 協同組合	昭和42年 4月24日	202	610	0	328	0	53.8	-	-	-	-	-
筑西食肉センター	株式会社 肉の神明	昭和49年 6月11日	254	1,580	280	778	196	49.2	-	-	-	-	-
下妻地方食肉協同組合 下妻と畜場	下妻地方 食肉協同組合	昭和48年 10月26日	250	780	80	551	29	70.6	-	-	-	-	-
計	9ヶ所			9,260	1,040	5,697	535	61.5	-	-	-	-	-

(注)1. 食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

2. 頭数は、豚換算（牛1頭＝豚4頭）で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 食肉処理加工施設の再編整備目標

県内の多くの食肉処理施設は昭和40年代に設立されたため老朽化が進んでいるが、高品質な食肉への実需者や消費者ニーズの高まりに応えるため、衛生水準の高い施設整備が必要とされている。また、と畜場法の改正により令和2年6月からHACCPに基づく衛生管理が義務化され、今後の施設整備にあたっては、HACCPに基づいた運用を考慮した施設整備が必要である。

県内で唯一卸売市場を併設した（株）茨城県中央食肉公社については、基幹施設としてのと畜処理機能や市場機能の強化により、取引量の拡大、価格形成機能の強化を図っていく。

ウ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区域名	区分	現在（平成30年度）				目標（令和12年度）			
		出荷頭数 ①	出荷先		② / ①	出荷頭数 ①	出荷先		② / ①
			県内②	県外			県内②	県外	
県内全域	肉専用種	頭 13,170	頭 5,469	頭 7,701	% 41.5	頭 16,080	頭 8,040	頭 8,040	% 50.0
	乳用種	6,943	2,115	4,828	30.5	8,460	3,384	5,076	40.0
	交雑種	8,302	1,606	6,696	19.3	6,308	2,523	3,785	40.0

エ 具体的取組

食肉処理施設については、消費者の安全・安心への意識の高まりや、国産畜産物への信頼確保への対応として、高度な衛生管理による食肉処理が求められている。そのため、HACCPに基づく生産工程管理の運用を適正に進めるとともに、と畜から部分肉加工まで一貫して行う食肉センターの設置に向けて関係者と検討を進めていく。

また、茨城県中央食肉公社のサテライト施設となる県南県西の豚処理施設の設置については、再編対象となると畜場関係者や地元行政機関などと協議しながら進めていく。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 計画期間内に重点的に取り組む事項

【事項番号⑦ 常陸牛の輸出拡大（対象地域：東南アジア、アメリカ）】

茨城県総合計画（2018年11月策定）において、現在（平成30年）20,800kg、260百万円である常陸牛の輸出を2027年までに49,600kg、596百万円まで拡大する。具体的な取組として、東南アジアをターゲットとした現地フェアやカッピングセミナー等を開催し、販路拡大を図るとともに、輸出促進員を配置し、市場ニーズのある輸出可能国の市場調査等による販路開拓を進める。

また、アメリカにおけるマーケティング調査や現地プロモーション活動を積極的に行い、北米における常陸牛ブランドの確立と新たな市場の開拓を図る。